

# 石川県商工会議所青年部連合会 会則

## (目 的)

第1条 本会は石川県内の商工会議所青年部の交流と連携をはかり、もってその健全な発展を期し、あわせて商工会議所の組織の強化に寄与することを目的とする。

## (名 称)

第2条 本会は、石川県商工会議所青年部連合会と称する。

## (事 務 局)

第3条 本会の事務局は、会長所在地の商工会議所内に置く。但し、特に必要がある場合は他に事務局を置くことができる。

## (事 業)

第4条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 各単会相互の親睦と連携
- (2) 石川県商工会議所連合会会頭への意見の上申および必要に応じて関係方面への建議・陳情
- (3) 青年経営者の経営上の諸問題に関する調査研究および研修会等の開催
- (4) 商工会議所青年部運営に関する情報・資料の収集及び提供
- (5) 石川県商工会議所連合会から委託された事業の実施
- (6) 関係諸団体との連絡、協調
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

## (組 織)

第5条 石川県内に所在し、商工会議所が財政上、または運営上協力している青年部であって、その商工会議所の推薦するものとする。

## (加 入)

第6条 本会に加入することを希望する単会は、役員会の承諾を得て加入することができる。

## (会 費)

第7条 各単会は、毎事業年度所定の納期までに会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費の賦課、徴収については、役員会の議決を経て別に定める。

(脱 退)

第8条 各単会は、あらかじめ本会に通知し、脱退することができる。

(届 出)

第9条 各単会は、その名称および代表者の氏名に変更があったときは、その旨をすみやかに届け出なければならない。

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 直前会長 1名
- (3) 副 会 長 7名以内
- (4) 専務理事 1名
- (5) 特別理事 若干名
- (6) 理 事 21名以内
- (7) 監 事 2名

2 役員は、代議員の中より会長が指名し、総会の承認を得て委嘱する。但し、役員が単会の代表者等を任期満了によって退任した場合は、第11条に定める任期中本会の役員として従前の職務を行うものとする。

3 会長は、総会において選任し、または解任する。

4 直前会長は、直前任会長をもってあてる。

5 副会長は、各単会の代表者のうちから会長が指名し、会員総会の同意を得て選任し、または解任する。

6 専務理事は会長が指名し、総会の同意を得て選任し、または解任することができる。

7 特別理事は会長が指名し、総会の同意を得て選任し、または解任することができる。但し、特別理事は商青連に出向しており、委員長又は副委員長をあてる。

8 理事および監事は、総会において各単会の代表者から推薦を受けた者のうちから選任し、または解任する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2 直前会長は、本会の目的達成について必要な事項について、会長の諮問に応ずる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定める順位に従ってその職務を代行する。

- 4 専務理事は、会長および副会長を補佐し、役員会等の運営を担当する。
- 5 特別理事及び理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して会務を処理する。
- 6 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

#### (役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### (顧問・相談役・代議員)

第13条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役は、本会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問及び相談役は会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 4 第11条(役員任期)の規定は、顧問及び相談役について準用する。
- 5 代議員は、各単会より7名の代議員を選出する。但し、総会の議決をもって選任し、解任できる。

#### (総会)

第14条 本会に総会を置く。

- 2 総会は、代議員をもって構成する。
- 3 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とし、会長が召集する。

#### (総会の決議事項)

第15条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。但し、第3号および第5号の事項については総会の議決を経て役員会に委任することができる。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任および解任
- (3) 事業計画および収支予算の決定または変更
- (4) 決算関係書類の承認
- (5) その他、特に本会の運営にかかわる基本的な重要事項

#### (総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長が指名する。

#### (総会の議事)

第17条 総会の定足数は、役員および代議員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会における議決は、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### (役員会)

第18条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、専務理事および理事をもって組織する。
- 3 直前会長および監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。

#### (役員会の決議事項)

第19条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 単会の加入の諾否
- (3) 顧問及び相談役の委嘱の承認
- (4) 各単会より推薦された代議員の承認
- (5) 総会より委任された事項
- (6) その他本会の運営に関する事項

#### (準用規定)

第20条 第16条(総会の議長)、第17条(総会の議事)の規定は役員会について準用する。

#### (委員会)

第21条 本会にその目的達成に必要な重要事項を審議するため委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織・運営に関する事項については、別に定める。

#### (事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### (会計)

第23条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

## 附 則

### (実施の時期)

- 1 この会則は、平成11年5月27日（以下「成立の日」という。）から実施する。

### (任期の特例)

- 1 設立当時の役員の任期は、第11条（役員の任期）の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

### (事業年度の特例)

- 1 設立当時の事業年度は、第21条（事業年度）の規定にかかわらず成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 1 （事業）の改正会則は平成13年2月6日から施行する。
- 1 （加入）の改正会則は平成13年2月6日から施行する。
- 1 （会費）の改正会則は平成13年2月6日から施行する。
- 1 （脱退）の改正会則は平成13年2月6日から施行する。
- 1 （届出）の改正会則は平成13年2月6日から施行する。
- 1 （役員）の改正会則は平成13年2月6日から施行する。
- 1 （顧問・相談役・代議員）の改正会則は平成13年2月6日から施行する。
- 1 （総会）の改正会則は平成13年2月6日から施行する。
- 1 （総会の議長）の改正会則は平成13年9月21日から施行する。
- 1 （役員）の改正会則は平成14年5月17日から施行する。